

鳥取県障がい児者在宅生活支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (4月30日まで)

- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 年度途中で新たに事業に着手する市町村は、上記によらず適宜申請を行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- ※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日
- ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

- 【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出

- 実績報告は、完了・廃止・中止から30日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

- 提出された書類を審査し、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。
- 上記の通知後、確定額を支払います。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7865 kodomoshien@pref.tottori.jp